

中間前払金制度の導入について

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況を考慮し、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、公共工事の適正な施工確保と地域経済への波及効果を目的として、平成 26 年 11 月 1 日より、中間前払金制度を導入します。

1 中間前払金制度とは

中間前払金制度とは、既に前払金を支出した建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、前払保証事業会社の保証を条件に契約金額の 20%を前払金として追加して支出するものです。

中間前払金は、部分払に比べて手続が簡素化・迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短縮されることとなります。

2 対象となる工事

契約金額が 500 万円以上の建設工事（修繕を含む）が対象となります。

3 中間前払金の割合

契約金額の 10 分の 2 以内の額とします。

ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が、契約金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとします。

4 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている場合で、次の条件をすべて満たしている場合に支払います。

- (1) 契約金額が 500 万円以上であること
- (2) 部分払いを受けていないこと
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること
- (4) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が終了していること
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業の進捗率が、契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当していること

※ 当初の前金払と同様に、前払保証事業会社の保証（中間前払金保証）が必要です。

5 中間前払金の申請方法

- (1) 中間前払金認定申請書（様式第 1）、工事履行報告書（様式第 2）及び工程表を工事担当課へ提出してください。
- (2) 工事担当課は、支払い条件の (1) から (5) の要件すべてに該当するものであるか否かを審査し、原則として 7 日以内に中間前払金認定調書（様式第 3）を交付します。
なお、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることがあります。